

下野市職員倫理条例の概要

1 条例制定の目的

市民全体の奉仕者である市職員は、常に市民の信頼を得ながら職務遂行に当らなければならない、その職務に係る倫理の保持を図るために、必要な体制の確立が重要です。市職員は、倫理の保持を通じて、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くことなく行動し、公務に対する市民の信頼確保を目指す必要があります。そのために、条例を制定するものです。

2 主な規定内容

(1) 条例の対象となる者等

本市の一般職員（教育長及び臨時職員を除きます。） 任命権者等（副市長を含みます。） 事業者等及び市民です。

(2) 職員の倫理原則

職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則を明示しています。

ア 市民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正かつ誠実な職務執行に当たります。

イ 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いませぬ。

ウ 権限の行使に当たっては、贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招く行為をしませぬ。

エ 勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動します。

(3) 任命権者の責務、管理職員の責務、市民及び事業者等の責務

市長等の任命権者、主幹以上の管理職員、市民及び事業者等のそれぞれの立場での責務を明示しています。

ア 市長等任命権者は、市民の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意喚起をし、職務研修など倫理保持のために必要な措置を講じるよう努めます。また、倫理の保持を図るために必要があるときは、この条例施行に関する概要を公表します。

イ 管理職員は、常に率先垂範して服務規律の確保及び公正な職務遂行に努め、部下職員を指導監督します。

ウ 市民及び事業者等は、公正な市政運営を確保するため、市職員に対し、公正な職務遂行を損なう行為をしてはいけません。

(4) 職員倫理規則

職員の倫理原則を踏まえ、職員の倫理保持を図るために必要な事項に関する規則を定めます。規則には、利害関係者からの贈与等の禁止等、利害関係者との接触その他市民の疑惑や不信を招く行為の防止に関し職員の遵守すべき事項を含めます。

(5) 職員の報告義務

ア 贈与等の報告

職員は、事業者等から、贈与等（金銭、物品、財産上の利益供与、供応接待）又は報酬の支払を受けたときは、その基因となった事実、価額及び年月日等を記載した贈与等報告書を任命権者等に提出します。この贈与等報告書の写しは、職員倫理審査会に送付されます。

イ 公正な職務の遂行を損なう行為等の報告

職員は、公正な職務の遂行を損なう行為があったとき、又はそのおそれのある行為があったときは、管理職員又は任命権者等に報告します。管理職員等は、この報告を受けた場合は、適法かつ公正な職務遂行を確保するために必要な措置を講じて、報告及び措置内容を記載した倫理審査案件報告書を職員倫理審査会に送付します。

(6) 職員倫理審査会の設置

ア 第三者機関として、贈与等報告書及び倫理審査案件報告書の内容審査などについての調査審議等を行う職員倫理審査会を設置します。

イ 審査会は、職員の職務に係る倫理に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が任命する委員5人以内をもって組織し、会議を公開します。

(7) 警告、市民への公表

市長は、公正な職務の遂行を損なう行為をした者に対し、警告等を行い、市民への公表ができます。

(8) 規則への委任

ア 条例の実施に関し必要な事項を規則で定めます。

イ 規則の主な内容

- (ア) 「事業者等」として規則で定める者
- (イ) 公正な職務の遂行を損なう行為の定義
- (ウ) 利害関係者の定義
- (エ) 利害関係者との間における禁止行為
- (オ) 利害関係者との間における禁止行為の例外
- (カ) 利害関係者以外の者等との間における禁止行為
- (キ) 管理職員等への相談
- (ク) 贈与等報告が必要な額
- (ケ) 贈与等報告書の様式・記載事項等
- (コ) 贈与等報告書の審査会への送付時期

- (サ) 倫理審査案件報告書の様式等
- (シ) 贈与等報告書等の保存・閲覧
- (ス) 警告書の様式等
- (セ) 違反職員に対する措置等

(9) 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行します。